

健指第534号
令和3年5月6日

各市町村介護保険担当課長 様

千葉県健康福祉部健康福祉指導課長
(公印省略)

千葉県地域密着型サービス外部評価実施回数緩和要件の運用について(通知)

このことについて、令和3年4月23日付け健指第446号にて「千葉県地域密着型サービス外部評価実施要領」(以下「要領」という。)の改正を行ったところですが、外部評価実施回数緩和の要件(要領第3条(1)ア関連)については、下記により運用するようお願いいたします。

貴職におかれましては、引き続き適切な運用を行っていただくとともに、貴市町村所管の認知症対応型共同生活介護事業者に対し周知徹底をお願いいたします。

記

改正後の要領第6条において、「運営推進会議を活用した評価を受けた場合は、外部評価を受けたものとみなす」こととされたところであるが、要領第3条(1)で定める実施回数緩和の要件の「ア 過去に外部評価を5年間継続して実施していること」の適用に当たっては、運営推進会議による評価については外部評価の実施実績として取り扱わないこと。

担当
千葉県 健康福祉部
健康福祉指導課 法人指導班 中島
T E L 043-223-2351
F A X 043-222-6294
M A I L hyoka@mz.pref.chiba.lg.jp